

静岡市建築物等における市産材等木材利用促進 に関する基本方針

目 次

I 趣 旨	・・・ 1
II 基本方針	・・・ 2
1. 建築物等における木材利用の促進の意義と効果	・・・ 2
2. 建築物等における木材利用促進の基本方向	・・・ 2
(1) 木材利用促進に向けた各主体の取組	
(2) 関係者相互の連携及び協力	
3. 公共建築物等における木材利用促進の施策に関する基本的方向	・・・ 3
4. 公共建築物における木材利用の目標	・・・ 3
5. 建築物等における木材利用の推進	・・・ 3
(1) 公共建築物の木造化・木質化の推進	
(2) 公共土木工事における木材利用の推進	
(3) 備品・消耗品における木製品の利用	
(4) 木質バイオマスの利用促進	
(5) 森林認証材の利用促進	
6. 民間建築物等における木材利用の促進	・・・ 7
7. 民間利用促進のための取組	・・・ 7
(1) 住宅・非住宅分野における利用促進	
(2) 市民への啓発	
8. 市産材の適切な供給の確保	・・・ 8

I 趣 旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、木材利用促進本部が定める建築物における木材の利用促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月木材利用促進本部決定。以下「国方針」という。）及び静岡県が定めた「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン（令和 4 年 3 月策定。以下「県方針」という。）」に即して、市内に整備される建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標を定めるとともに、その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

なお、当方針において、建築物等とは、公共建築物のほか、住宅・非住宅、備品・消耗品の調達、土木工事での利用、木質バイオマスの調達を含めたものとする。

II 基本方針

本市の基本方針において、

- 1 建築物等における木材利用の促進の意義と効果
- 2 建築物等における木材利用促進の基本方向
- 3 公共建築物等における木材利用促進の施策に関する基本的方向
- 4 公共建築物等における木材利用の目標
- 5 公共建築物等における木材利用の推進
- 6 民間建築物等における木材利用の促進
- 7 民間利用促進のための取組
- 8 市産材の適切な供給の確保

を定めるものとする。

1 建築物等における木材利用の促進の意義と効果

本市の森林は、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能を有している。

一方、多くの人工林が利用可能な段階を迎えつつある中で、木材価格が低迷していること等から、林業生産活動が停滞し、適正な森林の整備や保全がされず、森林の有する多面的機能の低下が懸念されている。

このような状況のもとで、本市の木材の利用を促進することは、木材の需要を拡大し、本来、木が有している素材としての良さを発揮させるとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や脱炭素社会実現への貢献、中山間地域をはじめとする地域経済の活性化に貢献することになる。

また、建築物等については、木材の利用拡大を図る余地が大きく潜在的な木材の利用が期待できる。さらに、建築物や土木工事等は、広く市民一般の利用に供されるものであることから、多くの市民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を提供することが可能である。

このようなことから、建築物等に重点を置いて木材の利用促進を図ることにより、直接的な木材利用拡大効果だけでなく、建築物以外の工作物の資材、エネルギー源等としての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

2 建築物等における木材利用促進の基本方向

(1) 木材利用の促進に向けた各主体の取組

①市による取組

市は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、市内の公共建築物への木材利用の推進はもとより、住宅・非住宅の建築物等への木材利用の促進に向け、効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、市は積極的に本方針に基づき、その整備する公共建築物への木材利用の促進に取り組むほか、民間建築物についても木材利用が促進されるよう、県の施策に準じて木造建築物の普及、木材利用に関する情報の提供、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

②事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国方針、県方針及び本方針を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県及び市が実施する木材利活用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物等への木材利用の促進に協力するよう努めるものとする。

③市民による取組

市民は法第7条の規定を踏まえ、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県及び市が実施する木材利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

国、県、市、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、(1)の各主体の取組の実施に当たり、国方針、県方針及び本方針に基づき、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

3 公共建築物等における木材利用促進の施策に関する基本的方向

公共建築物の整備にあたっては、可能な限り木材を利用した方法を採用する。この場合、利用する木材は、原則市産材とする。ただし、調達期間において工期や供給等に支障をきたす恐れがある場合は、県産材等とする。

土木工事の実施にあたっては、木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。この場合、可能な限り市産材を利用するよう努めること。

また、木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進するほか、ボイラーを設置する場合は木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の促進を図る。

4 公共建築物等における木材利用の目標

本市は木材利用の拡大と合わせ、市産材を含む木材需要の拡大を図ることを目的に、市自らが公共部門において積極的・効果的な木材利用を実践し、その利用実績をより大きな需要として民間へ波及させていくことを目指し、市の事業における利用目標数値を定める。

●公共建築物の単位床面積当りの木材利用目標

区分	木造	非木造	
		延べ床面積 3,000 m ² 以下	延べ床面積 3,000 m ² を超える
目標値	0.20m ³ /m ²	0.02m ³ /m ²	0.01m ³ /m ²

また、備品・消耗品の調達、公共土木工事等においても「5 公共建築物等における木材利用の推進」により木材利用を促進するものとする。

5 公共建築物等における木材利用の推進

(1) 公共建築物の木造化・木質化の推進

- ① 耐火建築物、準耐火建築物とすることが求められない低層の公共建築物については、次に掲げる場合を除き、原則として木造化(注1)を推進し、可能な限り市産材を利用するものとする。

【木造化が困難な場合】

ア 建築物に求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を利用する必要があるなど、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合

イ 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等、文化財の収蔵・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合

ウ その他やむを得ない事由により木材の利用が適当でないと認められる場合

② 木造化が困難な公共建築物は、木造と他工法との混構造（注2）を検討するなど、可能な限り木材の利用について配慮するものとする。

③ 公共建築物については、木造により整備する場合はもとより、木造化できない場合であっても、上記に掲げる場合を除き、原則として、内装等の木質化（注3）に努めるものとする。

④ 木材の利用を促進する公共建築物

ア 本市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民一般の利用に供される学校施設、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、医療施設（病院・診療所）、社会教育施設（図書館、公民館等）、運動施設（体育館等）、公園施設、農林水産業関係施設、公営住宅、観光施設、上下水道施設等を対象とする。

イ 地方公共団体以外の者が整備する、「ア」に準ずる建築物

これらの建築物には、地方公共団体以外の者が整備し、本市からの補助を受けた建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が広く市民一般の利用に供される学校施設、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、農林水産業関係施設、観光施設等を対象とする。

（注1）この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

（注2）混構造とは、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリートなどの異なった構造材を混用した構造のことをいう。

（注3）「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は改装等に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。



あさはた緑地センターハウス（令和2年）

(2) 公共土木工事における木材利用の推進

静岡市が実施する土木工事（道路、河川、街路、農林水産事業）又は公園などの外構工事において木材の利用に努めるものとする。この場合には可能な限り、市産材を活用するものとする。また、工事看板等に市産材利用を促進し、市産材利用の啓発に努めるものとする。

更に、木材利用事例の調査や普及のための研修会等も開催し、市産材等の利用しやすい環境づくりに努める。

なお、工事における木材の利用にあたってはその耐久性や強度に十分配慮した上で積極的に利用する中、今後の見直しや技術開発の動向等を踏まえ、木材利用の促進に努めるものとする。

公共土木工事への利用例

区 分	木材の使用が考えられる工事
道路(林道、農道、市道等)・河川関係工事	土留工・擁壁工、山止工、法面工、防護柵工、ガードレール工、落石防止柵工 床止(固)工、防音(吸音)工、木橋工、階段工、沈床工 護岸工
治山工事	堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工 落石なだれ防止工
公園関係工事	園路広場工、植樹工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工 遊戯施設工、運動施設工
その他	案内板、工事看板、木道舗装、仮設工、 工事用バリケード、木杭、残存型枠、合板型枠



木製ガードレール（葵区有東木）



ウッドブロック（清水区西里）



工事PR看板（静岡県）



県産材合板型枠（静岡県）

(3) 備品・消耗品における木製品の利用

市内において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類等の消耗品について木材を原材料として使用したものの利用を促進する。

なお、静岡市グリーン購入指針に定められている品目に該当するものは、その判断の基準を満たすものとする。

(4) 木質バイオマスの利用促進

木質バイオマスは、地球温暖化防止への貢献はもとより、地域のエネルギー資源としても注目されている。公共施設へボイラー等を設置する場合は、コストや灰処理等を勘案しつつ、木質バイオマス燃料の使用を検討し、利用の促進を図る。



市営温泉「白樺荘」に導入(平成23年度)したバイオマスボイラーと燃料チップ

(5) 森林認証材の利用促進

本市は、生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）に登録されている南アルプスなど、世界水準の魅力を有しており、こうした魅力を育む森林においても国際基準の森林認証の取得促進を図り、世界に通用する質の高い森林づくりを目指す。

森林認証制度は、環境と経済を両立させた森林経営により公益的機能が高度に発揮された森林を第三者機関が評価・認証し、認証森林から生産された木材・木製品等に認証ラベルを貼り付けることにより消費者の選択的な購買を促すことで、持続可能な森林経営を支援する制度である。

市自らが率先し、多くの市民が訪れる公共建築物等を中心に静岡市産の森林認証材（注4）の利用に取り組むとともに、民間での利用を働きかける。

（注4）森林認証材：認証森林から生産された木材・木製品等。

《主な認証制度》

国際 基準	F S C	F S C (Forest Stewardship Council) 森林管理協議会
		【設立】平成4年、WWF（世界自然保護基金）を中心に発足
	P E F C	【基準】社会的な便益の発揮、環境への適切な配慮、経済的な継続性の確保
		P E F C (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)
日本 独自	S G E C※	【設立】平成10年、ヨーロッパ11か国の発足
		【基準】汎欧州プロセス等の基準・指標に基づき、世界34か国の独自の認証制度を統合したスキーム
		S G E C (Sustainable Green Ecosystem Council) 「緑の循環」認証会議
		【設立】平成15年、日本の林業団体、環境NGO等により発足
		【基準】日本の実情に応じた日本独自の認証制度

※S G E CはP E F Cと相互認証されるため、実質的に国際基準。



梅ヶ島新田観光公衆トイレ（平成28年度）
（本市の公共建築物で初めて森林認証材が利用された。）

6 民間建築物等における木材利用の促進

庁内関係部局は、学校法人、社会福祉法人、医療法人等公益団体に対して市産材を利用した施設の木造・木質化や備品類等の木質化及び土木工事での市産材の積極的な利用の働きかけに努めるものとし、積極的に木造化・木質化に努めた民間施設を広く紹介することにより民間施設における市産材利用を推進する。

また、市民に対し市産材の良さや市産材を使う意義を伝えることで市産材利用の意識醸成を図るとともに、補助制度の活用などを通じて、市産材利用を促進する。

7 民間利用促進のための取組

(1) 住宅・非住宅建築物における利用促進

「新しい生活様式」の定着によるリフォームや住み替えのニーズが高まっていることなどを踏まえ、市産材を利用した住宅の新築・増改築、リフォームを行う市民に対し、利用する市産材の一部を提供する事業を実施する。

市産材を利用した非住宅建築物（公益的施設・商業施設）の新築・増改築、リ

フォームを行う建築主に対し、利用する市産材の一部を提供する事業を実施する。

また、市民や住宅建築を担う工務店などに対し、市内イベントへの出展や木材利用普及啓発イベントの開催などにより木の良さや市産材利用の意義を周知し、SDGsの推進やカーボンニュートラルの実現への貢献などの観点からも市産材利用を推進する。

(2) 市民への啓発

本市は、建築物等において市産材を利用した場合には、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、市産材を利用している旨及びその意義を表示し、市産材の利用促進の啓発に努めるものとする。

また、本市が整備する建築物等における木材利用の目標達成に向けた取組みの内容、当該目標の達成状況等についてその公表に努めるものとする。

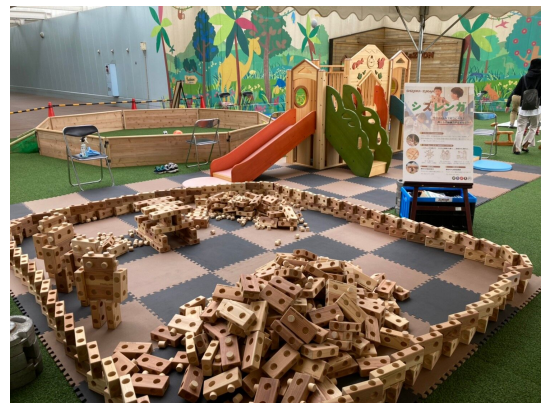
市産材を利用した木製玩具・遊具の開発を通じ、木育という観点からも市産材の普及に努めるとともに、静岡市産材を「オクシズ材」と呼称し、オクシズの振興と「オクシズ材」のブランド化に努める。



オクシズパンフレット



オクシズ材パンフレット



市産材製木育玩具・遊具

8 市産材の適切な供給の確保

生産に適した森林における市産材の生産及び流通の改革、製材・加工体制の整備、JAS製品等などの品質が確かな製材品の供給により、特に市産材について供給体制の整備を促進する。

①市産材の安定供給体制を構築

市産材生産に適した森林において森林法における森林経営計画の作成促進、路網と林業機械を組み合わせた低コスト生産システムの確立、普及など、市産材の安定供給体制を整備する。

②市産材等の品質の明確化

JAS製品などの品質が確かな製材品の供給を図る。

③需要者と供給者の情報共有

林業や木材関係者が組織する団体などを窓口とし、市などの需要者と素材生産から製材品流通までの供給者の需給情報の共有を促進する。

《関係法令・方針》

- ・【国】「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年)
- ・【県】「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」(平成22年)
「静岡県森林と県民の共生に関する条例」(平成17年)
- ・【市】「公共建築物における木造化・木質化推進に関する実施方針」(平成29年)

附則

この基本方針は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基本方針は、平成29年3月1日から施行する。

附則

この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。